

瀬戸市公共施設等整備基金条例をここに公布する。

平成27年3月27日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第8号

瀬戸市公共施設等整備基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、基金の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、公共施設、公用施設その他の本市が所有する建築物その他の工作物（以下「公共施設等」という。）の整備に係る事業を円滑に行うため、瀬戸市公共施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、毎会計年度予算の定めるところによる。

(現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、公共施設等の整備に要する財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(瀬戸市庁舎増築基金の設置および管理に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 瀬戸市庁舎増築基金の設置および管理に関する条例（昭和44年瀬戸市条例第11号）

(2) 瀬戸市土地開発基金の設置および管理に関する条例（昭和44年瀬戸市条例第27号）

(3) 瀬戸市駐車場建設基金の設置及び管理に関する条例（昭和53年瀬戸市条例第16号）

(4) 瀬戸市物品調達基金条例（昭和61年瀬戸市条例第4号）